

令和2年4月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和2年4月14日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について
(会計年度任用職員の任用(発令)の承認)
 - ② 議案第1号 令和2年5月1日付け会計年度任用職員の任用(発令)について
- 5 協議事項
 - ① 小中学校及び保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ② 窪川B&G海洋センターについて
- 6 報告事項
 - ① 四万十町子ども・子育て会議委員について
 - ② 四万十町少年補導センター運営協議会委員について
 - ③ 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査(四万十町)について
 - ④ 4月入学式・始業式の欠席者状況について
- 7 その他

教 育 長	川上 哲男
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年4月1日付け、令和2年4月8日付け及び令和2年4月11日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和年4月14日 提出

四万十町教育長 川上 哲男

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和2年4月1日

四万十町教育長 川上 哲男

別紙 令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員名簿（専決）

令和2年4月1日発令

学校教育課

任用期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
窪川小学校	学校校務員	川崎 真理子		
興津中学校	学校校務員	黒岩 恵美		
大正中学校	部活動指導員	山地 高		
町内小中学校	バス運転手	村上 武		
町内小中学校	バス運転手	松井 義清		
町内小中学校	バス運転手	坂本 好雄		
町内小中学校	バス運転手	窪田 良一		
町内小中学校	バス運転手	藤田 知功		
町内小中学校	バス運転手	林 照夫		
学校教育課	I C T サポーター	西森 礼沙		
学校教育課	ALT	コンスタンス ローレン ジャッド		
学校教育課	ALT	ピュー ケリー リー		
学校教育課	ALT	ハドソン シア サブリーナ		
学校教育課	ALT	ツェツェン ア ヌーラド		
学校教育課	ALT	スコット ケイトリン ジェニーン		
給食センター	配送員（予備）	武田 保隆		

生涯学習課

任用期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
生涯学習課	CIR	ワード アイリーン ジェシカ サバド		
大正地域振興局 町民生活課	一般事務補助	脇坂 鈴代		
大正地域振興局 町民生活課	一般事務補助	山田 美雪		
大正地域振興局 町民生活課	一般事務補助	近森 利子		

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
大正地域振興局 町民生活課	一般事務補助	住吉 福美		
大正地域振興局 町民生活課	一般事務補助	永井 弘子		
大正地域振興局 町民生活課	一般事務補助	本山 美智賀		
大正地域振興局 町民生活課	清掃員	赤井 千枝子		
十和地域振興局 町民生活課(中平家屋敷)	草刈り(軽作業)	谷崎 直子		
見付保育所	保育士	森 優花		
見付保育所	保育士	藤澤 久美子		
見付保育所	保育士	藤川 梅		
見付保育所	保育士	堀川 晴美		
見付保育所	保育士	中越 ほの香		
見付保育所	保育士	池 尚子		
見付保育所	子育て支援員	長谷部 智子		
見付保育所	保育士補助	川上 淳子		
見付保育所	保育士補助	速渡 千代恵		
見付保育所	保育士補助	田井 美千代		
見付保育所	保育士補助	住吉 彩		
見付保育所	保育士補助	窪田 志津子		
見付保育所	調理師	西村 妙子		
見付保育所	調理師	高橋 真理子		
見付保育所	調理師	森田 加代		
東又保育所	保育士	大崎 咲織		
東又保育所	保育士	仁井 香		
東又保育所	保育士	野村 多寿		
東又保育所	保育士	竹添 美佐子		
東又保育所	保育士	西村 妙子		

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
東又保育所	調理師	大峯 弘子		
興津保育所	保育士	中山 文江		
興津保育所	保育士	辻本 真弥		
興津保育所	保育士	田村 亜美		
興津保育所	調理員・子育て支援員	岡本 則子		
興津保育所	調理師	中島 妙		
興津保育所	調理師	徳弘 靖子		
窪川地域 子育て支援センター	保育士	田所 優子		
窪川地域 子育て支援センター	保育士	中越 恵美		
窪川地域 子育て支援センター	保育士	佐竹 和枝		
窪川地域 子育て支援センター	保育士	武政 幸美		
窪川地域 子育て支援センター	保育士	近沢 博子		
窪川地域 子育て支援センター	子育て支援員	佐野 照美		
窪川地域 子育て支援センター	調理師	森 梓		
窪川地域 子育て支援センター	調理師	大峯 弘子		
北ノ川保育所	保育士	宮脇 美輝		
北ノ川保育所	保育士	秋田 由佳		
北ノ川保育所	保育士	林 杏奈		
北ノ川保育所	保育士	佐竹 和枝		
北ノ川保育所	保育士	松田 早苗		
北ノ川保育所	調理師	立見 せつ代		
北ノ川保育所	調理師	神尾 えみ		
北ノ川保育所	保育士補助・調理師	古谷 明身		
認定子ども園たのの	保育士	久保田 靖代		
認定子ども園たのの	保育士	武内 多津		

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
認定子ども園たのの	保育士	中平 日菜乃		
認定子ども園たのの	保育士	門脇 和子		
認定子ども園たのの	保育士	中平 有紀子		
認定子ども園たのの	保育士	坂本 みどり		
認定子ども園たのの	保育士	佐竹 和枝		
認定子ども園たのの	子育て支援員	山中 幸		
認定子ども園たのの	保育士補助	佐田久 詠規		
認定子ども園たのの	保育士補助	田邊 利江		
認定子ども園たのの	調理師	井原 浩子		
認定子ども園たのの	調理師	山陸 恵子		
大正地域 子育て支援センター	保育士補助	岡山 俊江		
大正地域 子育て支援センター	調理師	田邊 利江		
大正・十和地域 子育て支援センター	保育士	山崎 廣子		
大正・十和地域 子育て支援センター	保育士	武政 幸美		
大正・十和地域 子育て支援センター	保育士補助	田邊 友子		
昭和保育所	保育士	竹内 利恵		
昭和保育所	保育士	尾崎 静		
昭和保育所	子育て支援員	山中 弘子		
昭和保育所	保育士補助	吉良 志帆子		
昭和保育所	保育士補助	近森 智子		
昭和保育所	調理師	小椋 さゆり		
小鳩保育所	保育士	安藤 香里		
小鳩保育所	保育士	竹内 利恵		
小鳩保育所	子育て支援員	高橋 智鶴子		
小鳩保育所	保育士補助	桑原 知世子		

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
小鳩保育所	保育士補助	矢間 雅		
小鳩保育所	保育士補助	大田 千穂		
小鳩保育所	調理師	竹内 利子		

令和2年4月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年4月1日～令和2年4月10日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
生涯学習課	CIR	キム ヘミン		

生涯学習課

任用期間：令和2年4月1日～令和2年5月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
小鳩保育所	保育士補助	谷本 美紀		

令和2年4月8日発令

学校教育課

任用期間：令和2年4月8日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
影野小学校	特別支援教育支援員	下元 奈々		

令和2年4月11日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年4月11日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
生涯学習課	CIR	キム ヘミン		

参考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年教育委員会規則第4号）抜粋
（委任）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- （1） 教育行政の基本方針に関すること。
- （2） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （3） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- （4） 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- （5） **教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。**
- （6） 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- （7） 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- （8） 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- （9） 教科書の採択に関すること。
- （10） 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- （11） 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- （12） 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- （13） 文化財の町指定に関すること。
- （14） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。
（委員会への報告）

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- （1） 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- （2） 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

議案第 1 号

令和 2 年 5 月 1 日付け会計年度任用職員の発令について

令和 2 年 5 月 1 日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）を下記のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 4 月 1 4 日 提出

四万十町教育長 川上 哲男

記

生涯学習課

任用期間：令和 2 年 5 月 1 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

所 属	業務内容	氏 名	住 所
東又保育所	調理師	窪田 朝美	■